

平成 29 年度 第 1 回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日 時】： 平成 29 年 5 月 31 日（水）午後 3 時から午後 5 時まで

【会 場】： 新潟市役所本館 3 階 対策室 1

【出席者】： 委員長 中川 兼人（大学院准教授）
委 員 大野 寛之（公認会計士）
委 員 鈴木 高志（弁護士）
委 員 津野 洋子（行政書士）
委 員 内田 千秋（大学准教授）
委 員 籾 弓子（公募委員）（出席数：6 名／委員数：6 名）

【議事内容】

開 会

（司 会）

開会に先立ちまして、事務局から 3 点ご連絡させていただきます。1 点目、当委員会は会議録を作成、公開する関係から、会議を録音させていただいております。会議録については、後日、各委員に確認いただいたあと、ホームページで公開させていただきますのでご承知おきください。2 点目、公開会議であることから、報道機関等の撮影は許可させていただいております。3 点目、本日、会場の都合上、マイクを用意していません。以上 3 点、よろしくお願ひします。

開会に当たり、本日は委員改選後初めての会議となりますので、委員の皆様から、着席のままでもかまいませんので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。配付した名簿の順で、内田委員からお願いします。

（内田委員）

ただいま紹介いただきました、新潟大学法学部准教授の内田と申します。引き続きになりますけれども、よろしくお願ひいたします。

（大野委員）

今年度から委員に加えさせていただきました、公認会計士をしております大野と申します。よろしくお願ひいたします。

（鈴木委員）

私も本年度初めてということで、何も分かりませんが、よろしくお願ひいたします。弁護士をしております。

（津野委員）

同じく今年度初めて委員になりました。行政書士の事務所を 3 年前に自宅で始めました。

また、にいがた女性会議という、新潟市への政策提言を行っている団体の女性の労働部会に所属して、男女共同参画の関係で活動しています。どうぞよろしくお願いいたします。

(中川委員)

引き続きですが、新潟大学歯学部の中川と申します。よろしくお願いいたします。

(籾委員)

引き続きよろしくお願いいたします。主婦です。とんちんかんな質問もけっこうしますが、よろしくをお願いします。

(司 会)

ありがとうございました。

委員長の互選について

(司 会)

次第1、委員長の互選については、事務局から説明させていただきます。

(事務局)

契約課長の古山でございます。よろしくお願いいたします。このたびは、皆様、大変お忙しい中、入札等評価委員会の委員をお引き受けいただきまして、大変ありがとうございます。再任の方、新任の方、それぞれの立場において、公平な視点で、新潟市の入札制度について忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず、委員長の互選についてですが、本委員会開催要項に委員長は委員の互選により定められております。皆様から、私がという方はいらっしゃいますか。

特にいらっしゃらなければ、事務局としては、前任期、委員長として経験していらっしゃる中川委員に再度お願いしたいと考えております。いかがでしょうか。

ご承認いただき、ありがとうございます。中川委員、委員長席へよろしくお願いいたします。

中川委員長、以後、進行をよろしくお願いいたします。

定例会議報告

(1) 平成28年度下半期(10月～3月)発注工事に関する入札・契約手続きの運用状況等の報告

(中川委員長)

委員長を務めさせていただきます、中川です。今日はとても暑い状況ですので、この暑さに負けないようにスムーズな進行をしたいと考えております。

皆様それぞれ専門分野からのご質問、ご意見も必要ですし、プラス、やはりこういった委員会をやると、市民目線、市民の立場での質問、疑問あるいは意見というものも非常に重要なことだと思いますので、みなさまから忌憚のない意見を出していただき、活発に進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

改めまして、次第に沿って進めさせていただきます。次第の2番、定例会議報告（1）平成28年度下半期（10月～3月）発注工事に関する入札・契約手続の運用状況について、事務局から報告をお願いいたします。

（事務局）

平成28年度下半期における発注工事の状況についてご報告させていただきます。

お配りしておりますお手元の資料の1ページをご覧ください。発注工事総括表ですが、平成28年10月から平成29年3月までの半年間の状況が記されております。契約総件数が553件、当初契約額合計が216億31万円あまり、平均落札率は91.05パーセントとなっております。一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は記載のとおりです。

建設工事の件数ですが、前年同期が505件であったのに対し、48件増となっております。小中学校大規模改造工事において、国の当初内示で大幅な減額となったため上半期には発注できませんでしたが、その後、経済対策補正予算により追加内示があり、下半期にその発注が集中したことで、前年度下半期より当初契約額、契約件数が増加したということです。平均落札率は前年同期が91.39パーセントであったのに対し0.34ポイント減となっておりますが、ほぼ横ばいが続いている状況です。

続いて、2ページをご覧ください。発注件数及び落札率の推移をグラフ化したものです。本市においては、平成15年に公正取引委員会の立ち入り検査があり官製談合と認定され、その後、入札・契約制度改革を前倒しで実施しました。その結果、平均落札率について、公正取引委員会の立ち入り検査が入る前は平成15年度上半期が95.6パーセント、直後の下半期に一般競争入札の拡大、指名競争入札における指名業者数の拡大、全ての工事に最低制限価格を設ける等、大きな改革を行い、平均落札率は86.4パーセントまで低下しました。その後、1,000万円以上の全ての案件を電子入札とした平成19年度下半期に82.39パーセントと最低になり、平成20年度以降はリーマンショックの影響で不況が続き、建設業者の倒産が増え、適切な利潤を確保するため最低制限価格を2パーセントずつ3回、計6パーセント引き上げた結果、平成23年度以降、およそ88.5パーセント前後で推移しております。

平成25年度下半期には、東日本大震災の被災地復興事業やアベノミクスによる公共事業の増などを受け、全国的な資材費の高騰と工事の担い手不足を反映し、一時的に平均落札率は上がりましたが、平成26年度上半期には落ち着きました。その後、平成26年12月に、予定価格5,000万円未満の区の発注案件について、最低制限価格を90パーセント下限値に引き上

げたことにより、平成 27 年度は 91.47 パーセントとなりました。平成 28 年度当初に中央公共工事契約制度運用連絡協議会、いわゆる公契連モデルの改正に伴い、そのモデル以上の水準となるよう最低制限価格を調整し、通年では 91.03 パーセントとなりました。

今後の想定としては、大きな変化がなければ当面は同水準で推移していくものと考えております。

(中川委員長)

ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問等ありますか。歴史的な流れを追いながらの話だったと思うのですが、いかがでしょうか。

特にないでしょうか。では、続きまして、苦情処理及び指名停止措置について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

苦情処理及び指名停止についてご報告させていただきます。

まず、苦情処理については該当がありませんでした。

次に、指名停止については、4 ページをお開きいただきたいのですが、今回ご報告の案件として 3 件、合計 8 社を指名停止とさせていただきました。

1 件目は瀧上工業株式会社です。国土交通省中部地方整備局が発注した入札を巡り、同事務所職員から予定価格等の情報を受けた見返りに飲食接待をしたとして、平成 28 年 9 月 30 日に当該社の執行役員である営業副本部長兼東京支店長ら 3 名が公契約関係競争入札妨害、贈賄等の容疑で逮捕されたため、指名停止等措置要領第 2 条別表第 2 第三号贈賄及び第 2 第 6 号競売入札妨害または談合に該当するため、3 か月間の指名停止といたしました。

2 件目は東亜建設工業株式会社と飛鳥建設株式会社の 2 社です。こちらは大阪大学との耐震技術の共同研究において、不正に研究成果の提供を受けた見返りに同大学院教授へ現金を渡したとして、平成 28 年 11 月 15 日、該当社の使用人が贈賄容疑で逮捕されたため、指名停止措置要領第 2 条別表第 2 第 3 号、贈賄に該当するため、1 か月間の指名停止としました。

3 件目は 5 社を指名停止とさせていただきました。株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気の 5 社です。こちらは全国の市町村等が発注する消防救急デジタル無線機の納入に関し、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとして、平成 29 年 2 月 2 日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたとして、指名停止等措置要領第 2 条別表第 2 第 4 号、独占禁止法違反行為に該当するため、斡旋した株式会社富士通ゼネラルを 6 か月の指名停止、参加したその他 4 社を 3 か月の指名停止といたしました。

6 ページに措置要領、抜粋ですが、条項を参考として掲載いたしました。

(中川委員長)

ありがとうございました。この6ページの条項に合わせて指名停止期間などを図ったというところでいいわけですね。

(事務局)

そうです。

(中川委員長)

ありがとうございます。

では、ただいまの説明について質問等ございますか。

これも特にないということで、よろしいですか。

定例会議報告

(2) 当番委員より抽出工事事案の説明

(中川委員長)

では、続きまして、今回、審議を行う、抽出工事事案の説明になります。これについては、事務局から前にやったことのあるメンバーでというお話がありましたので、私が今回、事前に抽出しております。

抽出事案と抽出理由については8ページを見ていただきたいと思います。一般競争入札3件、指名競争入札1件、随意契約2件、私のほうで抽出しました。その理由として、まず、一般競争入札の整理番号1については、契約額が非常に群を抜いて高い状態であり、かつ、落札率が最も低い案件という突出したところがあったので、抽出いたしました。

同じく競争入札の整理番号245番については、電気工事種別という部分で、札数が24件あったのですが、その中で超過が19件と多いため、超過の内容について、何らかの理由があるのかを知りたいので抽出しました。

競争入札の整理番号265番については、管工事という種別になります。管工事の一般競争入札の中で札数が32件あった中で、辞退3件、無効が24件、棄権が2件と、今度は無効が多いということで、なぜ無効になったのかを知りたいので抽出させていただきました。

指名競争入札について、整理番号183番。防水工事種別になりますけれども、この指名競争入札の中で落札率が最も高い状態であり、入札9件の内、無効が1件、超過が6件と、やはり超過の数がけっこうあったものですから、内容を知りたいので抽出させていただきました。

随意契約が二つあります。これについては整理番号1番、不落随意契約、入札等が落ちなかったことによる随意契約の中で契約額が最も高いものなので、この高いものについて不落

になった理由を知りたいので抽出させていただきました。

同じく随意契約の整理番号2番を抽出しております。これも不落随意契約の中で落札率が最も高く、不落になった理由と、特殊な建築一式工事なのかどうかを考察したために抽出しました。

これらについて、事務局からの説明を順次受けたいと思います。抽出案件については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順番で説明していただきたいと思います。質疑については、それぞれの区切りごとに区切って質問、意見等を出していきたいと思います。よろしく願いいたします。

定例会議報告

(3) 抽出工事案件の審議

(中川委員長)

それでは、事務局から制限付一般競争入札についての説明をお願いします。

(事務局)

契約課課長補佐の猪爪です。よろしく願いいたします。

まずは、契約課担当案件である抽出事案①についてご説明します。資料9ページをお開きください。工事名、坂井輪排水区坂井輪雨水1号幹線下水道工事です。

一番上の発注方式に一般競争入札【WTO案件】とあります。WTO案件とは、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定という条約に基づくある一定規模以上の工事等の入札について、その対象となる物品及びサービス並びに供給者に対し、内外無差別原則を適用することとしております。また、さまざまな政令規程があり、主な事項として事業所の所在地要件を設けてはいけなく、最低制限価格を設けてはいけなくなどが定められています。地方公共団体における当時のWTO案件となる対象範囲は、工事予定価格が24億7,000万円以上となっています。当案件は予定価格が32億円を超えているため、WTO案件となりました。予定価格、落札金額はいずれも消費税抜きの金額が記載されており、落札率は落札金額を予定価格で割り返したものです。

次の工事種別は建設業法で工事の内容別に定める土木一式、建築一式など29工種の内、どれに当たるかを記載しており、次の欄は簡単な工事概要が記載されております。競争参加資格の設定内容について、WTO案件は通常の入札手続と違う点が多いことから、共通公告によらず入札に必要な情報を全て個別公告に記載しております。11ページから20ページがこれに当たりますので、後ほどご説明いたします。

次に、資格設定の考え方ですが、一般競争入札実施要綱第3条の規定により、工事個別の

資格要件については副市長を委員長とする入札参加資格要件等審査委員会に諮り定めることとしております。

次の欄の資格参加申請書の提出者、辞退者、入札参加者数については、申請書を提出し、参加申込を行った者、その後、辞退等の手続を行った者、失格となった者、差し引き、最終的な参加者で有効札を入れた数が記載されています。今回は辞退1者、失格4者だったので、差し引き7者の有効札がありました。

次の落札候補者の資格認定については、通常の制限付一般競争入札では事後審査としていますが、WTO案件では事前審査を行うこととしています。入札公告で定める施工実績要件や配置予定技術者等の参加要件を満たしているか、事前に審査を行いました。事前審査の結果、入札公告に求める要件を満たしていない場合は失格となりますが、今回、参加申請のあった12者については全者資格ありとなりました。入札後、調査基準価格を下回ったため、低入札価格調査を行い、契約しました。

次の失格者が出た場合の理由及び対応ですが、これは事前審査によるものではなく、開札後の低入札価格調査によるものです。WTO案件については最低制限価格を設けることができないため、入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあり、また、公正な取引を乱すこととなる恐れがあるため、低入札価格調査を行い、基準を満たさない者は失格とすることとしています。今回は4者失格となりましたので、低入札価格調査の詳細については後ほどご説明いたします。

一番下の契約までの経過については、2月13日の開札後、低入札価格調査に3週間を要したため3月7日に落札決定、3月9日に契約となりました。

11ページをご覧ください。全体10ページにわたるため、詳細は省略させていただきますが、主な2点、参加資格条件と低入札価格調査に絞って説明します。資料12ページの(2)特定共同企業体の構成員の資格条件をご覧ください。まず、アからオにかけて、通常の共通公告にも記載されている一般的な資格条件が記載されています。土木一式工事について登録があり、指名停止や暴力団に該当がないことなどとなっています。

中段下のカからは個別に求める資格条件等を記載しています。カには代表構成員の要件、次のページのキが第2位構成員の要件、次のクが第3位、第4位構成員の要件の順となっています。12ページに戻っていただいて、カの(ア)として経営事項審査の土木一式の総合評定値が1,200点以上と記載されています。経営事項審査とは、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査のことです。この審査は、経営状況、経営規模、技術力その他の審査項目(社会性等について)、国土交通大臣が登録した経営状況分析機関が全国一律に数値化し評価するものです。WTO案件において、どのような参加者にも適用できる客観的指標として、この総合評定値を使用したものです。点数が高いほ

うがより規模が大きく、より技術力が高い企業ということになり、対象企業数は絞られます。

続きまして、カの（ウ）、参加企業に求める工事施工実績となります。まず、代表構成員には、過去10年の実績で仕上がり内径1,800ミリ以上の密閉型機械式シールド工事の元請け実績を求めています。これは、今回の工事が工事概要にありますように2,600ミリメートル以上の内径となっていますので、概ね7割程度の口径の同種工事の実績を求めるものです。平成28年に実施した同様のWTO工事においても同じ考え方で実績を求めて、適切に施工されております。

13ページのキ（イ）で第2位構成員に経営事項審査の土木一式の総合評定値及び実績を求めています。二つ記載されています。これはどちらか一つの実績があればいいというものです。一つ目が、土木一式の総合評定値が1,100点以上で、かつ過去10年の実績で新潟市内における管径1,350ミリ以上の推進工法を用いた工事もしくは新潟市内における密閉型機械式シールド工事の実績です。二つ目が、土木一式の総合評定値が1,200点以上で、かつ過去10年の実績で新潟市内における管径800ミリ以上の推進工法を用いた工事の実績です。一つ目より二つ目では総合評定値についてはより厳しい条件といたしましたが、工事实績では口径の指定を大口径から中口径へ緩和しています。

13ページのク（イ）で第3位、第4位構成員に求める実績が記載されています。過去5年間の実績で、新潟市内における請負金額3,000万円以上の下水道工事の実績とし、総合評定値や管径の実績は求めておりません。

続きまして、12ページのカ（エ）に戻っていただきまして、配置予定技術者の条件です。まず、一級土木施工管理技士の国家資格を持っていること。管理技術者資格者証の交付を受け、講習を受けている者を専任で配置することを条件としています。この条件は、第2位構成員、第3位構成員及び第4位構成員共通して求めている条件になります。カの（エ）後段が代表構成員のみ求める条件となります。内容としては、先ほど企業として求める実績と同じ1,800ミリ以上の密閉型機械式シールド工事实績となります。つまり、代表構成員には企業としても技術者としても実績と求めるものです。

続きまして、低入札価格調査について説明いたします。資料の16ページをご覧ください。8の（3）に最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は新潟市低入札価格調査実施要領に定める調査を行うとありますが、こちらが、先ほどの失格者が出た場合の理由及び対応で触れました、低入札価格調査になります。調査には、まず、次の（4）で定める調査基準価格を算出いたします。算出方法は記載のとおり、予定価格の直接工事費に10分の9.5、共通仮設費に10分の9、現場管理費に10分の9、一般管理費に10分の5.5をそれぞれ乗じた額とし、この合計額に対し入札金額が下回った場合に低入札価格調査を行います。調査の内容は、まず、入札金額の内訳で直接工事費が市の設計額に10分の9を乗じて得た額、

共通仮設費が市の設計額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費が市の設計額に10分の8を乗じて得た額、一般管理費が市の設計額に10分の3を乗じて得た額の合計にランダム係数を乗じて算出した額を失格基準とし、合計額を下回った場合には失格となります。ランダム係数とは、参加者が入札した時間をエポック秒に換算し、その下3桁と業者が任意で決めた3桁の数字と入札金額を合計したものを全者合計し、101で割りまして、あまりの数字を20ページのランダム係数対応表に当てはめたものです。ランダム係数というページがありますので、後ほどご覧ください。

そのほか、当該価格での応札が可能となった理由、入札金額の積算内訳、配置現場代理人等名簿など14種類の書類を提出していただきますが、それらを提出できない場合も失格となります。以上の審査で失格となった場合は、次に低い金額に入札したものを調査し、落札候補者が決定するまで順次調査を行います。

今回失格となりました、フジタ・廣瀬・北本・永光特定共同企業体、鹿島・東洋・内野農産・渡大特定共同企業体、佐藤・佐田・小角・広瀬特定共同企業体、戸田・守谷・皆川・山下特定共同企業体は調査基準価格を下回ったため、低入札調査を行った結果、失格基準を下回ったため失格としました。次に低い価格で入札しました西松・植木・池井・田村特定共同企業体は調査基準価格は下回っていましたが、失格基準について基準を上回っていたため、書類提出を求め、工事担当課である西部地域下水道事務所と契約担当課である契約課で精査し、問題なしと判断し、落札候補者としました。

続きまして、21ページの結果詳細をご覧ください。事後公表とした予定価格は32億2,942万円、最低制限価格はWTO案件のため設定しておりません。中川委員長の抽出理由で落札率が一般競争入札の中で最も低いとありましたが、WTO案件は最低制限価格が設定できず、低入札価格調査での失格基準しか設けることができないため、一般競争入札よりも落札率は低くなっています。

最終的な結果、西松・植木・池井・田村特定共同企業体が落札者となりました。落札金額は27億3,390万円で、平成28年度下半期最高契約額となりました。事案①については以上です。

(中川委員長)

ありがとうございました。

このメンバーで集まったのは初回ということですので、かなり基本的なところも説明してもらいました。ただ、基本的なところは説明してもらったのですが、基本的によく分からないところもあるかと思います。何かご質問はありますか。

(鈴木委員)

調査基準価格は何分の何というのは出ているのですが、数字で表すと、この件ではいくら

が基準価格になのですか。

(中川委員長)

具体的な金額としていくら当たりが、失格の基準ということでしょうか、そういうところについてはどうでしょうかということになると思います。

(事務局)

金額で申し上げますと、いわゆる低入調査の金額が 29 億 647 万 8,000 円、税抜きでございます。失格基準になりますと、27 億 1,916 万 4,758 円になります。これはランダム係数を掛けたあとに示された数字です。この失格基準を下回った場合は失格にさせていただきます。ちなみに今回、ランダム係数が選ばれた数字は 1.0044 になっています。その 1.0044 を掛けたときに失格基準として先ほど申し上げた約 27 億 1,900 万円という数字になっています。

(鈴木委員)

ありがとうございます。数字が出ていたほうが分かりやすいと思います。

(中川委員長)

そうですね。ランダム係数とかエポック秒で選んでくると言われも、やはりそこから金額がこれだとはっきり出たほうが我々はイメージしやすかったと思います。

(鈴木委員)

一番下の企業体はおしかったなというところになります。

(事務局)

そうですね。約 16 万 4,000 円でしかないということなので。

(中川委員長)

本当にそのとおりだと思います。

ほかにございますか。特に初回ですので、基本的なことも含めて確認しておいたほうがいいところはやっておいたほうがいいのではないかと思います。

では、本当に基本的な、シールド工法というのはどういう工法か、簡単に教えていただけますか。

(事務局)

まず、立て坑を掘ります。その中に直径三、四メートルの大きいドリルを入れます。ドリルを回しながら進んで行きます。資料の 10 ページを見ていただきたいのですが、これがシールドマシンというドリルです。前面に刃がついています。これを回して、もぐらのようにどんどん掘り進んでいくという工事です。

(中川委員長)

ということは、自走式でどんどん穴を掘っていくというイメージですか。

(事務局)

そうです。穴を掘ったら、その掘ったところの周りを全部セメントで固めていきまして、管を徐々に伸ばしていくというものです。

(中川委員長)

それも自動でやるということですか。

(事務局)

そうです。

(中川委員長)

分かりました。ありがとうございます。

ほかにごありますか。

特にないでしょうか。では、次に移りたいと思います。事務局から残りの一般競争入札二つと指名競争入札について説明をお願いします。

(事務局)

江南区総務課長の渋谷でございます。よろしく申し上げます。

説明させていただきます。私からは、抽出事案番号②、建一第 106 号、江南区役所庁舎棟蓄電池設備更新工事について説明します。

資料 22 ページをお開き願います。予定価格、落札金額については記載のとおりです。落札率 92.88 パーセントです。工事種別は電気で、災害時等の非常時に庁舎内の誘導灯に電力を送るための設備の蓄電池を交換する工事です。

入札公告については記載のとおりですので、説明を省略します。

入札結果については 25 ページをご覧ください。参加申込 25 者の内、辞退 1 者、無効 1 者、超過 19 者となっています。参加申込の内、超過が 19 者ありましたが、この理由としては、蓄電池メーカーの指定がなかったことから見積額に差が出たのが要因と思われます。この 23 者から入札書の提出があり、競争性が保たれたうえで、その内、東新興業株式会社が落札候補となりまして、その後、資格審査を経て契約を締結したものです。

(中川委員長)

この件について、何か質問はありますか。

価格に差がついた蓄電池の関係について、もう少し教えていただきたいと思います。なぜこのように差がついたのかが分からなかったのですけれども。

(事務局)

繰り返しになりますが、設計書の仕様書の中にメーカー指定があれば、型番や何かで見積がおおよそ揃ったところですが、メーカー指定がなかったということで、超過もありますが、ここにありますように、最低制限価格より低かった業者もあります。メーカ

一指定がなかったというところから出たということです。

(鈴木委員)

圧倒的に金額超過がほとんどですね。その辺りはどうなのですか。市が予定していたものと業者で入れたいものと開きがあったのですか。

(事務局)

設計積算部門で用いた金額、メーカー指定と、ほかの業者が入札された型が違ったということだと思います。

(鈴木委員)

金額が違うということは蓄電池の性能も違いがあるということですか。

(事務局)

必ずしもそうではないです。違いがあれば、積算の段階でも明らかに設計課のほうでメーカー指定、製造のところではばらつきがあるようであれば、その辺のところはしていたはずだと考えています。

(鈴木委員)

メーカー指定までしないまでも、この程度のものという、市で希望する大体この辺りというサジェスションみたいな、何か方法はないのですか。

(中川委員長)

だいぶ高いほうにふれていますよね。ということは、今のお話の中で、江南区というよりも公共建築第1課の問題の部分になるかと思うのですが、そこが採用していた蓄電関係のメーカーのイメージと、実際に工事を行う人たちの使う蓄電機器のイメージが違っているのではないかということが私は頭の中に浮かぶのです。そういった関係もあるのかというところで、一般的に使われているものはもう少し高い物を使っている。しかし、公共建築第1課のほうではあまり使われていない低いものを使ったということですか。

多分、ここの部分については技師の間でかなり細かいところだと思うので、江南区のほうでそこまで把握するのは多分無理だと思いますけれども、私どものほうで超過が多いのはなぜだろうという疑問を持ったところは調べを進めていただければと思います。今後こういう疑問がいくつか出てきたときには、その疑問に答えられるような形でお願いしたいということよろしいですか。

(事務局)

分かりました。私のほうでも積算の発注課にその旨、今日の委員の皆様のご意見をお伝えしたいと思います。よろしく申し上げます。

(中川委員長)

ありがとうございました。

(旗委員)

交換ということは、同じメーカーに交換したのか別のメーカーに交換したのかは分かりませんか。

(事務局)

結果として、今まで納入していたメーカーとは違うメーカーのものが納入されています。

(津野委員)

24 ページの格付又は評点のところ、平成 27、28 年度新潟市入札参加者資格者名簿の電気工事とあるのですけれども、どのような資格なのか、一般的な説明をいただきたいと思えます。

(事務局)

新潟市において入札に参加する場合には、入札参加資格者名簿に登録していただかないと入札に参加できない制度になっていますので、事前に必ず全ての業者はこの名簿に登録してもらうことになります。その際、業者が私は電気工事業者だとか、土木工事業者だとか、建築業者だという種別を選んで登録していただいています。今回は電気工事ですので、その名簿の電気工事に登録されている会社でないと参加できませんというところで、電気工事ということです。

あと、AまたはBランクというのは、登録する時点で各会社を点数付けしてしまして、何点以上がAランクの業者、何点以上がBランクの業者、何点以上がCランクの業者ということで、全部ランクが付されておりまして。その工事の規模によって参加できる業者のランクもまた決まってくるということです。今回は、金額に応じて電気工事のAランクまたはBランクが対象の工事という意味です。

(内田委員)

今回の工事は蓄電池を交換するという話だったのですけれども、蓄電池の交換以外に掛かる費用も含めてこの金額ということでしょうか。

(事務局)

蓄電池交換にかかる付帯工事も含めています。

(内田委員)

付帯工事自体はどの業者が積算したとしてもあまり変わらないのですか。それとも、蓄電池の価格について各業者によって差があったのかどうか。

ちなみに、蓄電池の交換は大体どれくらいのスパンで行っていらっしゃいますか。

(事務局)

まず、前段のところ、積算にあたり、先ほどメーカー指定がなかったので超過になったと理由を説明しましたがけれども、そのほかに考えられる点としては、労務比率が、この設計

の場合は非常に著しく低い工事だったそうです。それで、積算基準に基づいた共通比率の調整を行ったということも影響しているのではないかと、公共建築第1課から聞いています。

更新のスパンですけれども、大体20年程度を目安にして交換と聞いております。

(中川委員長)

ほかに何かありますか。

次の案件に移りたいと思います。抽出案件の3件目の説明を事務局からお願いします。

(事務局)

南区総務課課長補佐の藤村です。よろしく申し上げます。

説明させていただきます。抽出案件③建一第50号月潟図書館空気調和設備改修工事について説明します。資料の27ページをご覧ください。工事担当課は公共建築第1課です。予定価格は税抜きで2,582万円、落札金額は2,380万円、落札率は92.18パーセントでした。工事の種別についてですが、お手元の資料は「菅」になっていますが、正しくは「管」です。工事の種別は管工事になります。申し訳ありません。訂正をお願いします。

工事の概要についてです。図書館の冷暖房設備、ガスヒートポンプ式の冷暖房設備ですが、老朽化したため、改修工事を行ったものです。入札については一般競争入札です。入札公告は24ページをご覧ください。入札件数については32件ありました。辞退者数等が29。その内訳としては、辞退が3。

(中川委員長)

すみません。ページですけれども、入札公告は29ページですよ。24ページとおっしゃったようですけれども。

(事務局)

失礼しました。29ページの誤りです。訂正します。29ページに入札公告がありますので、説明は省略させていただきます。

27ページに戻っていただいて、入札の状況についてご説明します。入札数は32件。辞退者数等が29件です。内訳を申し上げますと、辞退が3件、無効が24件、棄権が2件。有効な入札は3件でした。有効札3件の内、最低価格入札者を落札者と決定しました。なお、無効24件については、最低制限価格を下回ったものです。

工事担当課に工事の内容、また積算の内容について確認しました。本工事は一般的な工事であり、積算において特殊な要因等がない一般的な工事です。ただ、抽出いただいた理由で無効が多かった理由をいただいています。推測レベルの話になりますけれども、冬の期間については工事発注量が著しく減少する傾向にあります。そのため、入札参加者間で受注に向けた競争性が働き、最低制限価格を下回るような札入れの傾向となったものと推測されます。

なお、入札結果を30、31ページに記載しています。ご覧いただきますと、札入れ状況の中

で最低制限価格が2,370万円ですが、それに極近い、僅差の札入れの件数も相当数見られる状況が確認できます。

(中川委員長)

ありがとうございました。

今の説明について、何かございますか。

(大野委員)

基本的なことで申し訳ないのですが、税金を投入して買うので、一番安い値段で買えば市民も納得するのではないかと思うのです。株式会社テクノナガイは2,110万円と非常に安い値段です。普通の民間企業だったら安い値段で買ってしまうのですけれども、それを阻害するというのは、最低制限価格を下回ったということは、何かそこに競争性が失われていたと判断するご見解があったのか、そういうところをもう少し教えていただきたいと思います。

(事務局)

市が設定した最低制限価格は、その工事を滞りなくしっかりとした形で施工するために最低限必要な価格を行政のほうで設定します。その価格を下回るものについては、工事の担保が確保できないという見解です。

(大野委員)

もう一つ。例えば、2,260万円が4者あったり、2,340万円が3者あったり、2,350万円が2者ですか、値段がぴったり合うというのは不思議な気がして、競争があるのかなど。その辺を教えていただけないでしょうか。競争性が担保されているのか。

(事務局)

まず、最低制限価格については、やはり工事の品質と業者の利潤確保という、いわゆるダンピングを防ぐということで設定させていただいています。あまりにもたたき合いで工事を受注してしまいますと、結局、無理がたたってしまって倒産に追い込まれるということもありますので、そういう面で、最低制限価格を設けさせていただいています。業者も、当然、最低制限価格があるということは知っているはずですので、それを1円でも下回れば受注できない中で札を入れているものだと思います。今回、2,370万円が最低制限価格ですが、正式にはそれに近くてなるべく安い価格というところで各者が独自に試算をしている中でこのような結果だと考えております。

同じ金額が2者、3者、4者とありますが、これは10万円単位で同じ金額になっていますけれども、全部繰り上げになっています。数万円単位でずれている可能性は十分あるのですが、ただ、それにしてもこの金額で40者、50者が入ってきますので、数万円単位で近い数字は当然あるかと思えます。その中で何社か同じ、繰り上げで10万円単位で同じというのは入札としてはけっこうある事象になっております。

(中川委員長)

今の話からいっても、その前の江南区の説明の中でも、それほど特殊な工事ではないという話がありました。一般的な工事であれば、やはり価格も似てくるのかなというのが、今、私は聞きながらの印象だったのですけれども、そういうところかと思います。

(鈴木委員)

私の印象としては、今ほど中川委員長がおっしゃった、価格が、けっこう名前の売れた会社で低い金額で入れているということは、これくらいの金額でできる工事だったのではないかと。そうすると、市が出した予定価格なり最低制限価格は、もしかしたらもっと下げてもよかったのではないかという見方が、あとからの話ですけれども、そのようにも見られるのです。その辺りはどうなのでしょう。

(中川委員長)

現在の新潟市の考え方が少し反映されるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

委員がおっしゃったように、これはあくまでも結果論なので、発注側としては最低制限価格を下回る業者がこんなにたくさん出るとは思っていなくて設計して発注しているところですが、こういう結果になりましたので、積算するほうとしてもこれを踏まえて今後の積算に生かしてくれればと、契約担当課の立場としてはそう思っております。

(中川委員長)

今後の積算に反映されるといいなというところですね。

(事務局)

そう思います。確かに、この金額でできると業者は言っているのですが、あまりにも低い価格でのたたき合いだと無理をしているというところはあるのですが、10万、20万円のレベルでの低さというのは、多少なり競争性はもちろん働いていると思います。低すぎるということではないですが、いずれにせよどこかでラインを引いたときに必ずその前後というのは出てきます。ただ、あまりにも下がすぎるというときは、少し分析していただいて、今後に生かしていただけるのであれば、それはそれでありがたいと、私としては思います。

(中川委員長)

よろしいでしょうか。

続いて、抽出案件の4件目を事務局から説明をお願いします。

(事務局)

江南区総務課です。

指名競争入札案件の4番、建一第57号、曾野木住宅B号棟屋上防水改修工事について説明します。資料32ページをご覧ください。

予定価格、落札金額については記載のとおり、落札率 95.05 パーセントです。工事種別は防水で、古くなった屋上の防水膜を塗り替える工事です。入札結果については 35 ページをご覧ください。入札方法は指名競争入札により 9 者指名しまして、1 者が最低制限価格を下回ったため無効、6 者が予定価格を上回った入札をしたため超過となりました。

超過が 6 者ありますが、この理由としては、入札に参加した業者は防水の専門工事業者であり、防水に付帯する専門外の金属工事の見積額に差が出たのが要因では無いかと考えております。

この入札は全者から入札書の提出がありまして、競争性が保たれたうえで入札が行われ、北越産業株式会社と契約を締結したものです。

(中川委員長)

ありがとうございます。

質問等ございますか。

(簾委員)

金属の付帯工事というのは、足場を組むという感じのことでしょうか。この工事は塗るというイメージに見えるのですけれども。

(中川委員長)

簾委員の言うとおおり、金属部分の工事で差がついたというのであれば、金属部分というのは何なのかということです。

(事務局)

資料の 34 ページをご覧くださいと思います。工事概要の一番下の行、壁面後付ステンレスタラップ新設 1 か所、この部分が金属工事に入るのではないかと思います。

(中川委員長)

簾委員が聞きたいのは、なぜここで差が出ているのかを知りたいということだと思います。

(簾委員)

タラップというのは何ですか。

(事務局)

タラップは階段部分だと思います。

(簾委員)

階段ですか。足場とかではなく。屋根の何かですか。

(中川委員長)

では、もう一度簾委員の部分も含めて繰り返します。今回の工事については防水膜、ウレタンゴムの膜を張る部分はみんな専門だったのですが、そのタラップを造るところについては専門外だったので、予定よりもかなり金額が超過したものが多かったと考えられるという

ことによろしいですか。

(事務局)

その辺のところを公共建築第1課にも、委員のご質問を受けて調べていただいたのですけれども、私どものところに原因として返ってきたのは先ほど説明したとおりです。

(中川委員長)

公共建築第1課のほうではそういうことだろうということですね。ありがとうございます。ほかに何かありますか。

ないようでしたら、次の案件、随意契約が二つあります。まとめて二つとも説明していただいて、その後、質疑応答にしたいと思います。そのような形で事務局から説明をお願いします。

(事務局)

随意契約の2件について説明します。36ページをご覧ください。抽出事案⑤です。工事名、新潟市民芸術文化会館大規模改修工事(第1期)について説明します。本件は、当初、一般競争入札で公告し、予定価格内での落札候補者がいなかったため、随意契約、不落随意契約に移行した案件です。予定価格は税抜き3億1,574万円、落札金額3億1,500万円で、落札率は99.77パーセントです。

工事の種別は建築一式工事の大規模改修工事となります。

選定した相手方は株式会社福田組です。

随意契約の理由ですが、当初は一般競争で公告を行い開札した案件ですが、再入札においても全者超過のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約に移行したものです。

契約までの経過ですが、平成28年12月13日に1回目の開札を行い、2者辞退、1者予定価格超過のため、翌日に再入札を行い、2回目の開札を行いました。結果、2回目の入札でも超過でしたが、業者に問い合わせたところ、まだ金額に下げる余地があるとのことだったので、12月15日に見積合わせを行い、予定価格内での見積書提出があったため、落札候補者と決定し、12月20日に仮契約、2月市議会の議決日をもって2月21日に契約いたしました。

38ページをご覧ください。本件の入札公告です。こちらは当初の一般競争入札での公告になります。地方自治法施行令及び新潟市契約規則に公告の手続や報告すべき事項等が規定されています。上から案件番号、工事番号、工事名、工事場所、履行期限、発注部署、工事担当課、公表日、入札方式、工種等が記載されています。

中段に予定価格、最低制限価格は事後公表とし、落札者決定後に公開しています。

続いて、申請申込、質疑書の提出締め切り、電子入札の手続が可能な期間、入開札予定日

時等が記載されています。

前払金は契約締結後速やかに契約額の4割を前払いするもの。部分払は工期が2か年以上続く場合、年度ごとの出来高に応じて支払うものとなりますので、単年度工事である本件は「しない」となっています。

次の入札保証金は登録業者のため「免除」、賠償責任保険は「要加入」となっています。

契約締結について議会の議決を要するための仮契約は、予定価格3億円以上のため「する」としています。

格付又は評点ですが、本市の競争入札に参加するためには2年に1度入札参加資格申請書を提出する必要があり、市ではこの申請に基づき資格の認定と格付を行っています。建築一式工事ではSからDランクの格付を行い、工事規模によって参加業者のランクを定めております。本件では高額案件ということで、最高ランクのSに格付認定されている業者のみ参加できるものになっています。

営業拠点については、地方自治法施行令で地域要件を設定することが認められていますので、本市では原則として市内に本店を有する業者に対して入札に参加させています。

次の実績要件では、審査委員会に諮って定めた要件として、平成8年4月1日以降に竣工した客席900席以上かつ請負金額が1件当たり1億円以上の劇場・ホールの新設、改修の建築一式工事の元請実績を求めています。

39ページの結果詳細をご覧ください。資料の上から入札結果、案件番号と記載されています。中ほどの開札日ですが、不落随意契約に移行した案件については見積合わせを行った日がシステム上記載されているため、先ほどの入札公告で行った入開札予定日時とは異なった日が記載されています。

資料の下のほうに各者の入札金額が記載してあります。1回目の入札で1者超過、2者辞退。2回目の入札でも1者超過。不落随意契約に移行したところ、予定価格範囲内での見積書の提出があったため、決定としました。不落随意契約の見積合わせですが、この場合、電子入札システムは使わず、対面での紙を用いた見積合わせとなります。株式会社福田組と見積合わせを行ったところ、1回目の見積金額は3億3,000万円、2回目の見積金額は3億2,000万円、3回目の見積金額は3億1,500万円で、予定価格の3億1,574万円を下回ったため、落札決定となりました。不落随意契約の場合、見積書の提出は業者がこれ以上上げられないとなるか、予定価格範囲内の提出があるまで何度でも提出することができるので、不落随意契約に移行した案件については落札率が100パーセントに近い数字になることが多くなります。

応札を辞退した2者に事情を確認したところ、自社で積算したところ採算が取れない、工事施工の難易度が非常に高く、対応できる技術者を確保できないなどが理由であり、本市の

誇る芸術文化会館としての機能を保持するため、劣化部位を改修するとともに社会的要求に対する機能向上を図る工事と難易度の高い工事内容であったため、施工可能な業者が限られることから、不落随意契約に移行したものと伺えます。

引き続き、40 ページをお開きください。抽出事案⑥、工事名、建一第8号、重要文化財旧新潟税関庁舎耐震補強（基礎）工事について説明します。

先ほどの案件と同じく、当初、一般競争入札で公告し、予定価格内での落札候補者がいなかったため随意契約、不落随意契約に移行した案件です。

予定価格は税抜き 5,719 万円、落札金額 5,715 万円で、落札率は 99.93 パーセントです。選定した相手方は株式会社田中組です。

随意契約の理由、契約までの経過についてですが、開札日や契約日は違いますが、概ね事案⑤と同様となりますので、省略させていただきます。

資料の 42 ページをお開きください。当初の一般競争入札での公告になります。上から入札保証金までの項目については先ほどの案件と同じですので、説明は省略します。

契約締結について議会の議決を要するための仮契約は、予定価格 3 億円以下のため「しない」となっています。営業拠点についてですが、新潟市の発注工事では原則市内に本社を要するものとして発注しておりますが、本件のような特殊な工事では過去に同種の工事を施工した実績のある業者が少なく、市内本店に限ってしまうと参加できる業者があまりにも少なく適切な競争が確保できないということで、国内に本店を要するものまで広げて参加を募集いたしました。

実績要件では、平成 8 年 4 月 1 日以降に竣工した、国・地方公共団体指定重要文化財建築物（木造）に対する伝統的な工法による保存修理事業の建築一式工事で、請負金額 1,000 万円以上の元請実績を求めています。

43 ページの結果詳細をご覧ください。資料の下のほうに各者の入札金額を記載しています。1 回目の入札で 1 者超過、1 者棄権、2 者辞退。2 回目の入札でも 1 者超過。不落随意契約に移行したところ、予定価格範囲内での見積書の提出があったため、決定としました。株式会社田中組と見積合わせを行ったところ、1 回目の見積金額は 2 回目の入札額から 30 万円下げた 6,320 万円、2 回目の見積金額は 6,310 万円、3 回目の見積金額は 6,300 万円と徐々に下げ、48 回目の見積額で 5,715 万円と予定価格の 5,719 万円を下回ったため、落札決定となりました。

重要文化財等の改修工事の場合、建物が古く、大がかりな重機を使った作業をすると建物を破損してしまう恐れがあるため、多くの工程で手作業が必要になります。そのため、通常の工事より作業員を増員して施工する必要があり、他の工事より採算が取れにくいため、このような状況になったと伺えます。

(中川委員長)

ありがとうございました。

確認なのですけれども、抽出議案⑤で、1回目の入札金額、2回目の入札金額の超過金額。

(事務局)

それは一度説明させていただいてよろしいですか。今のものもそうなのですけれども、1回目の入札金額というのは電子入札で1回目に入れた札です。最初の1度目に入れた札です。それが予定価格より上でしたので、もう一度電子入札で入れます。それが2回目の入札になります。2回目の電子入札を入れた時点でどこも予定価格を下回らなければ不落随意契約に移行します。要は見積合わせに移行します。芸術文化会館の場合は、途中で見積合わせが2回挟まって、先ほど言いました3億2,000万円とか数字がありましたが、その2回を踏まえて、3回目の見積合わせで3億1,500万円と予定価格を下回ったので、この金額で決定ということで、3回目に入っています。

(中川委員長)

言っている意味は分かります。ただ、1回目の入札金額と2回目の入札金額が違っていたように聞いたものですから。

(事務局)

それは先ほど言った1回目、2回目の見積合わせの金額という意味で話をしたのです。そこは確かにずれているなど、私も聞いていて思ったのですが、1回目の入札というのは、入札というよりも見積合わせです。1回目の見積合わせが3億何千万という、先ほどの書かれているものとは違った数字で話を。

(中川委員長)

分かりました。そうすると、言っている内容とここに書いてある内容は少し違うところの話だったわけですね。言っている意味は私は分かりましたけれども、皆さんが分かったかどうか心配なのです。

(事務局)

段階的に、3億6,650万円、3億6,000万円、その次が3億3,000万円、その次が3億2,000万円、その次が3億1,500万円という5段階を芸術文化会館のほうは踏んだということです。

税関のほうは見積に関して四十何回行ったということです。

(中川委員長)

以上のことについて、皆様から意見、ご質問はありますか。

(鈴木委員)

そうすると、この3回目入札金額という表示自体が、直したほうがいいのではないですか。こうしなければならないということはないと思うのですが。

(事務局)

システム上、こういう形でしか出せませんでした。今後、こちらの委員会に諮る資料としては手直しさせていただきます。

(簾委員)

芸術文化会館のほうで、営業拠点は新潟市内に本社を有するものとなって3者だけで、しかも1回目が全部超過だったではないですか。これを例えば日本国内に本社を有するものに変更するとしたら、最低制限価格の2億9,000万円で応札できる会社が出てくるのではないかと思ったのですが、そういうことはないのですか。

(事務局)

原則、今、工事に関しては新潟市内に本店、要は市内業者を育成するという観点から、大原則として市内本店の業者を条件にするということで、ほとんどの工事をそうさせていただいています。その条件で出したときに、例えば、1者くらいしかいないということであれば国内本店とかに広げてということになりますが、この時点では四、五者くらいは応札があるだろうという中で、市内本店で出させていただきました。

旧税関は文化財を扱うところで、一般の工事ではないので、市内本店ではなかなか難しいというところで、日本国内に本店を有するというところで広げさせていただいています。

(簾委員)

例えば、福田組は3億1,500万円でちょっと無理ということは、けっこう無理しているのではないかと思ったのです。

(事務局)

例えば、途中で、この金額ではどうしても無理だということで、ギブアップさせてくれということであればゼロになりますので、そうすれば、当然、次の段階としては国内本店ということで改めて公告を出し直させていただくことになりましたが、何とか、福田組がやりますということで受けていただいたので、契約とさせていただきました。

(中川委員長)

簾委員の言うとおりで、これでだめであればまた最初からやり直しで、もっと広い範囲から募集してやっただろうと。ただ、随意契約で取ってくれるところがあったのでそこまでは至らなかったという理解でよろしいのですね。

(事務局)

はい。

(中川委員長)

分かりました。

(大野委員)

基本的な質問で恐縮なのですが、これだけ大きい工事だと共同企業体で発注するという考え方もあると思うのですが、それは無理な案件なのですか。

(事務局)

建築でいいますと、基本的には3億円からなのですが、今回に関しては芸術文化会館という特殊な案件で、JVまではいけないなという。公共建築第1課と相談しまして、単体とさせていただきます。一応、基準は、3億円以上はJVではあるのですが、この案件に関しては単体で行くということで、公共建築第1課とうちのほうで相談させていただいて、特殊案件ということでやらせていただきました。

(津野委員)

基本的なところで申し訳ないのですが、新潟市に営業本店がある入札を参加要件にするというのは、条例があるということですか。

(事務局)

地方自治法で認められています。

(津野委員)

全ての入札ですか。

(事務局)

基本的には全て市内本店に出すのを原則としております。ただ、それでは先ほどいったように1者しか応札がないとか、とても特殊な案件で、市内にやれる業者がないという場合には国内本店に広げさせていただいています。あくまでも原則は全て市内本店で出すという方針でやっています。

(中川委員長)

ほかに何かありますか。

ないようでしたら、この抽出案件についての質疑は終わらせていただきます。

そのほか、全体的な新潟市の契約内容あるいは入札についてご質問、ご意見等がありますか。今回、初回ですので、基本的なところで、こういうところがよく分からないのだという話があればそういったものでもかまいませんし、また次回、そういうところから入っていくということでもかまいません。最初に言ったように、市民目線で聞いていこうというのもとても重要な部分だろうと私は思っています。そういう意味合いでは、専門家の目というだけでなく、素朴な疑問もとても重要なだろうと思っています。何かありましたらいつでもおっしゃっていただければと思います。

特にないようでしたら、次第の3、その他、次回の当番委員についてに移ります。

当番委員について

(事務局)

今回は委員改選後初めての委員会でしたので、再任の中川委員に工事の抽出をお願いいたしました。次回以降、審議対象案件を抽出していただく方を当番委員ということで順番にお願いしたいと考えています。旗委員を除く学識経験者委員の5人で順番にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

次回については、再任委員である内田委員にお願いしたいと思います。来年度5月の1回目が鈴木委員、11月の2回目が大野委員にお願いしたいと思います。津野委員においては平成31年度にお願いしたいと思います。事務局案としてはそうさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(中川委員長)

そのようなところでよろしいでしょうか。

では、その順番で抽出委員をやっていただくということでよろしいかと思ます。

(司 会)

ありがとうございます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次回の定例会議は本年11月下旬を予定しています。その時期になりましたら事務局から日程の調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の会議録については、後日事務局から送付させていただきますので、確認のほどよろしくお願いいたします。確認終了後、契約課のホームページに掲載しますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

(中川委員長)

それでは、平成29年度第1回新潟市入札等評価委員会を終わりたいと思います。暑い中、皆様のご協力のもと、闊達な意見も出たと思います。大変ご苦労さまでした。